

監査公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年9月5日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公 印 省 略)

監査結果の措置対象

鳳来総合支所 地域課

監査結果報告年月日

令和7年7月1日

監査結果に対する措置通知年月日

令和7年8月26日

講じた措置等の内容

鳳来総合支所

【地域課】

《指摘事項》

市バス料金の回収について、現状では盗難、紛失等の責任の所在が明確でないので、運行業務仕様書にある運賃の収納について、適切な収納管理が図られるよう、至急仕様書を見直されたい。

《是正措置内容》

市バス運賃の収納管理につきましては、盗難や紛失時の責任の所在が明確になるよう、運行業務委託仕様書を次回の委託業務（令和7年10月予定）に反映できるよう見直します。

《意見1》

旧鳳来総合支所の跡地利用については、市民の声を尊重することが大切ですが、可能なことかどうかを適正、適切に判断したうえで、鳳来総合支所周辺地域総合開発計画策定委員会との連携を密にして進められたい。

《措置内容》

旧鳳来総合支所の跡地利用につきましては、鳳来総合支所周辺地域総合開発計画策定委員会からの答申を尊重しつつ、これまでに実施した市場調査や

情報収集を踏まえ、庁内での検討を進めてまいります。

《意見2》

学童農園山びこの丘については、予定されている利用者アンケートを実施し、今後のあり方を検討されたい

《検討状況》

山びこの丘利用者アンケートにつきましては、これまで、指定管理者が実施していたアンケートの内容に、市が今後の施設運営管理に必要な情報内容を加え、令和7年6月から実施しています。

今後は、毎月報告されるアンケート結果をまとめ、今後の施設の在り方についての検討材料に活用してまいります。

《意見3》

鳳来地域間交流施設（旧七郷一色小学校）については、地元の声を尊重しながら、丁寧な対応に努められたい。

《検討状況》

鳳来地域間交流施設につきましては、引き続き地元との対話を行うなど丁寧な対応に努め、地元の意見を尊重しながら、施設の今後に向け調整を進めてまいります。